平成18年(行ケ)第10154号 特許取消決定取消請求事件(平成18年9月 5日口頭弁論終結)

判					決					
原				告	花	王	株	式	会	社
訴訟代理人弁理士			有		賀	Ξ		幸		
同					高		野	登	法志	雄
同					中		嶋	俊	5	夫
同					村		田	正	:	樹
同					Щ		本	博	Ì	人
司					花		田	吉	i	秋
被	被告			告	特許	F庁長	官	中	嶋	誠
指	定	代	理	人	田		中	久		直
同					鵜		飼			健
同					徳		永	英	Ē	男
同					大		場	義	i.	則
		主			文					

特許庁が異議2003-72948号事件について平成18年 2月27日にした決定を取り消す。

訴訟費用は原告の負担とする。

## 事実及び理由

1 原告は、主文第1項と同旨の判決を求め、特許庁は、平成18年2月27日、 異議2003-72948号事件について、特許第3413134号(発明の名称・食物繊維摂取用組成物、特許権者・原告。以下「本件特許」という。)の請求項1ないし6項に係る特許を取り消す旨の決定をしたが、平成18年7月26日、同請求項につき、特許請求の範囲の減縮等を目的とする訂正を認容する訂正審決が確定したから、決定は取り消されるべきである旨述べた。 2 本件特許の上記請求項につき、特許請求の範囲の減縮等を目的とする訂正を認 容する訂正審決が確定したことは当事者間に争いがない。そうすると、決定は、 結果として、判断の対象となるべき発明の要旨の認定を誤ったものとなり、この 誤りが決定の結論に影響を及ぼすことは明らかである。

したがって, 決定は取消しを免れない。

3 以上によれば、原告の本件請求は理由があるから、これを認容することとし、 訴訟費用については、本件訴訟の経過にかんがみ、これを原告に負担させるのを 相当と認め、主文のとおり判決する。

## 知的財產高等裁判所第1部

裁判長裁判官	篠	原	勝	美
裁判官	宍	戸		充
裁判官	柴	田	義	明